

令和7年 4月20日

北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



「もうけ話を知人に紹介 すると報酬がもらえる」 モノなしマルチ商法に注意!



【相談事例】

- マッチングアプリで知り合った人から、「もうけ話を人に紹介するだけで報酬がもらえる。紹介した人がカジノでプレイすれば、更に報酬がもらえる」と言われた。入会金は70万円だが、お金がないので消費者金融で借金して払った。知人を誘ったが断られ、もうからないので返金してほしい。
- 友人に誘われ、違法と知っていたが海外オンラインカジノでプレイした。お金が足りず消費者金融で借金した。借金は500万円になり返せない。



商品の購入ではなく、サービスの契約などの勧誘をする「モノなしマルチ商法」。「紹介料でもうかる」と誘われ、借金して高額契約するトラブルが増加しています。

【アドバイス】

- もうかる仕組みがわからないのに、借金して契約するのはやめましょう。
- 楽に稼げる「うまい話」はありません。
- マルチ商法は契約して20日間クーリング・オフできます。
- 日本国内では、オンラインカジノでギャンブルをした場合、賭博罪に当たる可能性があります。

困った時は、一人で悩まず消費生活センターにご相談ください。

※通話料は全て有料です。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782